第一条の十七の次に次の一条を加える。

（商品）

第一条の十七の二　法第二条第二十四項第三号の二に規定する政令で定めるものは、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する商品（法令の規定に基づく当該商品の価格の安定に関する措置であつて、当該商品の需給の均衡を図るために必要な施策が講ぜられているものを除く。）のうち、当該商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行つている者の取引の状況その他の当該商品に係る経済活動の状況に照らし十分な取引量が見込まれることその他の当該商品の価格形成及び需給に関する事情を勘案し、取引所金融商品市場において当該商品に係る市場デリバティブ取引が行われることにより当該商品の公正な価格形成を図ることができ、かつ、投資者が当該商品の価格の変動に伴い生ずるおそれのある損失を減少させることができることとなることその他の効果があることによつて取引所金融商品市場において当該商品に係る市場デリバティブ取引が行われることが国民経済の健全な発展に資すると認められるものとして金融庁長官が商品市場所管大臣（法第百九十四条の六の二に規定する商品市場所管大臣をいう。）と協議して指定するものとする。

第一条の二十中「（昭和二十五年法律第二百三十九号）」を削る。

第十五条の二十三第一項中「第四十三条の四第二項」を「第四十三条の四第三項」に改める。

第十七条の二の十一第三項中「二月」を「四月」に改める。

第十八条の六中「第七十九条の二十第三項第二号」を「第七十九条の二十第三項第三号」に改める。

第十八条の七を次のように改める。

（付随する業務等に関する顧客資産）

第十八条の七　法第七十九条の二十第三項第七号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　法第二条第八項第十六号及び第十七号に掲げる行為に係る業務（有価証券関連業に係るものに限る。）並びに法第三十五条第一項の規定により行う業務であつて金融庁長官及び財務大臣が指定する業務（有価証券関連業に係るものに限る。）に関し、一般顧客の計算に属する金銭若しくは有価証券又は金融商品取引業者（法第七十九条の二十第一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この条において同じ。）が一般顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券（法第七十九条の二十第三項第一号に規定する金銭又は有価証券、同項第三号に規定する金銭、同項第五号に規定する有価証券及び契約により金融商品取引業者が消費できる有価証券を除く。）

二　法第二条第八項第十六号に掲げる行為に係る業務（商品デリバティブ取引関連業務（法第七十九条の二十第一項に規定する商品デリバティブ取引関連業務をいう。以下この号において同じ。）に係るものに限る。次号において同じ。）並びに法第三十五条第一項の規定により行う業務であつて金融庁長官及び財務大臣が指定する業務（商品デリバティブ取引関連業務に係るものに限る。次号において同じ。）に関し、一般顧客の計算に属する金銭若しくは有価証券又は金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券（法第七十九条の二十第三項第二号に規定する金銭又は有価証券、同項第四号に規定する金銭、同項第六号に規定する有価証券及び契約により金融商品取引業者が消費できる有価証券を除く。）

三　法第二条第八項第十六号に掲げる行為に係る業務並びに法第三十五条第一項の規定により行う業務であつて金融庁長官及び財務大臣が指定する業務に関し、一般顧客の計算に属する商品（法第二条第二十四項第三号の二に規定する商品をいう。以下同じ。）（寄託された商品に関して発行された証券又は証書を含む。以下この号において同じ。）又は金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた商品（法第七十九条の二十第三項第二号に掲げるもの、同項第六号に規定する商品及び契約により金融商品取引業者が消費できる商品を除く。）

第十八条の十中「及び法第四十三条の二第一項及び第二項」を「並びに法第四十三条の二第一項及び第二項並びに第四十三条の二の二」に改める。

第十九条の四の二に次のただし書を加える。

ただし、法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引のみについて金融商品債務引受業を行う金融商品取引清算機関（金融商品取引清算機関が金融商品取引所である場合を除く。次条第一項第一号において同じ。）にあつては、五億円とする。

第十九条の四の三第一項第一号中「（金融商品取引清算機関が金融商品取引所である場合を除く。以下この号において同じ。）」を削る。

第三十三条の七第一号中「の売付け」を「又は商品の売付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）」に改め、同条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引（違反行為に係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るものであつて、当該取引において当該金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

第三十三条の七第六号中「前号まで」を「第四号まで又は前号」に改める。

第三十三条の八第一号中「当該違反行為に係る有価証券を有しないで又は借り入れて当該有価証券の売付けをしている場合又は当該違反行為に係る商品を有しないで当該商品の売付け（市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）に「当該特定関係者が当該違反者と同一の違反行為をした場合」を「これらの場合において、当該特定関係者が当該違反者と同一の違反行為をしたとき」に、「当該売付け」を「これらの売付け」に改める。

第三十三条の八の三第一号中「有価証券」の下に「又は商品」を加え、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　違反者が違反行為の開始時に自己又は特定関係者の計算において当該違反行為に係る商品の買付け（市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による買付けに限る。）をしている場合（当該特定関係者が当該違反者と同一の違反行為をした場合にあつては、当該特定関係者が自己の計算において当該買付けをしている場合を除く。）

第三十三条の九第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引　当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の金融指標

第三十三条の九第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　前項第三号の二に掲げる取引　同号に定める金融指標と約定期間終了時の当該金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭が算出されるもの

第三十三条の九第三項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引について違反行為に係る金融指標の変化率に基づき金銭の授受が行われた場合　当該変化率の算出に係る約定期間終了時の金融指標

第三十三条の九の二第一号中「の売付け」を「又は商品の売付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による売付けに限る。）」に改め、同条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引（違反行為に係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るものであつて、当該取引において当該金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

第三十三条の九の三第一号中「の買付け」を「又は商品の買付け（商品にあつては、市場デリバティブ取引（法第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。）による買付けに限る。）」に改め、同条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　法第二条第二十一項第四号の二に掲げる取引（違反行為に係る金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るものであつて、当該取引において当該金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）